

大田原市 人事行政の運営状況

☎総務課 本6階 ☎0287-23-8702

部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

		職員数(人)		増減	主な増減理由
		R6	R7		
一般行政部門	議会	5	5		
	総務	139	139		
	税務	36	35	▲ 1	①
	民生	94	93	▲ 1	②
	衛生	38	40	▲ 2	③
	労働	2	1	▲ 1	④
	農林水産	35	35		
	商工	10	12	▲ 2	⑤
	土木	50	48	▲ 2	⑥
小計	409	408	▲ 1		
特別行政部門	教育	88	85	▲ 3	⑦
	小計	88	85	▲ 3	
公営企業等 会計部門	水道	9	10	▲ 1	⑧
	下水道	13	13		
	その他	39	39		
	小計	61	62	▲ 1	
合計		558	555	▲ 3	

職員の任用状況 (令和7年4月1日現在)

・競争試験採用者数 11人・選考採用者数 2人
・その他 3人

職員の退職状況 (令和6年度中)

・定年退職 4人・応募認定退職 4人
・普通退職 9人・任期満了 3人 計20人

主な増減理由

- ①税務業務見直しによる減
 - ②保育園廃止などによる減
 - ③食育支援事業充実などによる増
 - ④労働業務見直しによる減
 - ⑤企業立地担当新設などによる増
 - ⑥休職および県費職員任用による減
 - ⑦年度途中配置のため減
正職員を会計年度任用職員へ置き換え
 - ⑧水道施設管理業務拡充による増
- ※職員数は、一般職の常勤職員で、休職者・派遣職員を含み、特別職、非常勤職員(暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員など)および臨時的任用職員を除く。

定員適正化計画の概要および進捗状況

●計画期間 令和3年度～令和7年度の5年間

●基本方針の概要

- ①職員の定年延長に伴い、基準職員数を令和4年4月1日の職員数である556名とする(令和20年4月1日に基準職員数となるよう調整する)。
- ②60歳以下の行政職職員の割合を85%以上とし、新規採用職員数(行政職)を毎年度8名以上とする。
- ③年度ごとに60歳以下の行政職の職員数が大幅な増減とならないように調整する。
- ④行政需要の変化、行政改革の進捗度、業務量の増減、職員の年齢構成および他市町の状況などから定期的な現状把握と計画変更を実施する。

●進捗状況の概要

期日		R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
職員数(人)	計画(A)	560	555	549	557	563
	実績(B)	559	556	549	558	555
計画と実績の差(B)-(A)		▲1	1	0	1	▲8

※実績職員数は、一般職の常勤職員で、休職者・派遣職員を含み、特別職、非常勤職員(暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員など)および臨時的任用職員を除く。

人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上および組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

- 能力評価 職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。
- 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価しています。(一般職の正職員、再任用職員および再任用短時間勤務職員のうち、事務職および技術職のみ実施)
- 被評価者の範囲 人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。
- 評価期間 4月1日から翌年3月31日までの通年度で1回実施しています。
- 人事評価の結果の活用 人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和6年1月1日)	歳出額(千円)	人件費(千円)	人件費率	令和4年度の人件費率
令和5年度	68,873人	33,694,873	5,098,906	15.1%	15.0%

職員の給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費(千円)				1人当たり給与費(千円) (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和5年度	496人	1,955,208	383,930	828,267	3,167,405	6,386

※一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	316,500円	377,669円	41.3歳	313,300円	352,050円	51.8歳
国	323,823円		42.1歳	286,942円		51.2歳

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	大田原市(国)
大学卒	220,000円 (220,000円)
高校卒	188,000円 (188,000円)

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数	10年	20年	25年	30年
		大学卒	275,350円	349,042円	379,560円
一般行政職	高校卒	265,300円	—	353,500円	389,300円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	参事(部長)	副参事(課長)	総括主幹(課長補佐)	主幹(係長)	副主幹	主査	主任	主事
職員数(人)	8	27	18	80	66	139	31	41
構成比(%)	1.9	6.6	4.4	19.5	16.1	33.9	7.6	10.0

主な職員手当の状況(1)

(令和7年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	①配偶者▶3,000円(行政職給料表8級の者にあつては、支給なし)
	②子▶11,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子についての加算:5,000円
	③父母など▶6,500円(行政職給料表8級の者にあつては、支給額は3,500円)
住居手当	賃貸住宅
	①家賃が27,000円以下 ▶家賃の月額から16,000円を控除した額
	②家賃が27,000円超61,000円未満 ▶(家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円
	※支給限度額:28,000円
③家賃が61,000円超▶28,000円	
地域手当	支給率5% ※国の制度(支給率)5%

主な職員手当の状況(2)

単位:月分

区分	内容	計		
		6月期	12月期	
期末手当 勤勉手当 (令和6年度)	期末手当	1.225	1.275	2.5
	勤勉手当	1.025	1.075	2.1(職務上の段階、職務の級等による加算措置有)
退職手当 (令和6年度)	支給率	自己都合	応募認定・定年	その他の加算措置
	勤続20年	19.6695	24.586875	・応募認定退職 2~45%加算
	勤続25年	28.0395	33.270750	・1人当たりの平均支給額 自己都合など:6,633千円
	勤続35年	39.7575	47.709	応募認定・定年:21,088千円
	最高限度額	47.709	47.709	

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

特別職の報酬などの状況

区分	給料月額 (令和7年4月1日現在)	期末手当 (令和6年度支給割合)
市長	970,000円	6月期 1.700月分 12月期 1.700月分
副市長	760,000円	計 3.400月分

区分	報酬月額 (令和7年4月1日現在)	期末手当 (令和6年度支給割合)
議長	500,000円	6月期 1.700月分
副議長	435,000円	12月期 1.700月分
議員	406,000円	計 3.400月分

年次有給休暇取得の状況

(令和6年度)

・平均取得日数…15.2日 ・取得率…76.0%

※育児休業取得者を除きます。

育児休業および介護休業取得者数

(令和6年度)

・育児休業取得者…17人 ・介護休業取得者…0人

営利企業等従事の状況

(令和6年度)

・承認件数…26件 ・従事内容…農林業:7件、その他:19件

公務災害補償の実施状況

(令和6年度)

・認定件数…3件

分限処分および懲戒処分の状況

(令和6年度)

●分限処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
降任	0	休職	6
免職	0	降給	0
		合計	6

※分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

●懲戒処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
戒告	0	停職	0
減給	0	免職	0
		合計	0

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

職員研修の実施状況

(令和6年度)

研修区分	実施件数(件)	参加人数(人)
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	25	210
栃木県市町村振興協会が実施する研修	34	50
大田原市が実施する研修	8	127
派遣研修(栃木県など)	19	20
合計	86	407

職員の健康管理の状況(令和6年度)

- 定期健康診断など
実施回数5回/受診者数200人
- 人間ドックなど
受診者数350人
- その他の健診など
B型肝炎抗原・抗体検査22人
歯科健診118人

不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求の状況

【勤務条件の要求】係属事案はなく、令和6年度に新たな措置の要求が1件ありました。

【職員からの苦情】係属事案はなく、令和6年度に新たな苦情の申し出および相談が1件ありました。

職員の福利厚生(大田原市職員互助会)の状況

【令和6年度決算額】

●概要 大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。

●会員数 574人(令和7年4月1日現在)

※会員数には公益的法人の職員を含みます。

●交付金で実施している事業 人間ドック等利用助成事業

●会員の掛金で実施している事業 給付事業(慶弔金や見

舞金などの給付)、駐車場事業(職員の駐車場使用料の一部助成)、地域奉仕活動、芸術鑑賞等助成、生涯学習助成、ボウリング大会助成事業、リフレッシュ宿泊助成、災害ボランティア活動助成、インフルエンザ予防接種利用助成

収入	科目	収入額(円)	支出	科目	支出額(円)
	会員掛金	7,902,973		共済事業費	2,625,550
	交付金	4,090,550		福利厚生事業費	10,558,399
	繰越金	2,387,640		事務局費	727,040
	繰入金	0		予備費	0
	雑収入	2,308,903		合計	13,910,989
合計	16,690,066				

職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。同法第38条の2第6項第6号に基づき、離職後に営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対して、当該営利企業などまたはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

自治会に加入しましょう

問政策推進課 本6階

TEL 0287-23-8715

自治会とは、よりよい地域づくりのため、自主的な活動を行う住民の組織です。市内には165の自治会があり、私たちの暮らしを身近なところで支えています。地域の皆さまが親睦を深め、安全・安心なまちづくりができるよう、自治会では次のような活動をしています。

①安全な暮らしを守るための活動

▶防犯パトロールや防犯灯の管理を行い、地域の方たちが安全・安心な生活を送るための活動をしています。

②子どもや高齢者を見守る活動

▶登校時の通学路の安全確保、高齢者の見守りや敬老会の開催など、地域全体で見守り活動を行っています。

③まちをきれいにする活動

▶地域の草刈りやごみステーションの掃除などの管理、花を植える活動などを行い、地域環境の美化に努めています。

④災害に備える活動

▶地震などの災害が起きたときのために、自主防災組織として避難訓練などの防災活動を行い、日頃から災害への備えと連携に努めています。

⑤ふれあいの場をつくる活動

▶住民同士の交流が生まれるお祭りやスポーツ大会などのイベントを開催し、子どもから大人まで楽しめる「ふれあいの場」をつくっています。

⑥情報を伝える活動

▶「広報おたわら」や市からのお知らせなどを配布・回覧しています。

※自治会によって活動内容は異なります。

■自治会に入るには

自治会への入会は、お住まいの地域の自治会長、班長(組長)にお申し出ください。

また、自治会長の連絡先がわからない場合は、政策推進課までお問い合わせください。